

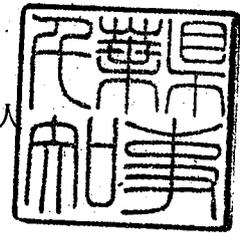
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、木更津市及び袖ヶ浦市の一部を受益地域とする県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業（区画整理）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年8月19日までに木更津市農業委員会に申し出てください。

令和7年8月6日

千葉県知事 熊谷 俊 人



記

- 1 県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業（区画整理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面
- 6 特別徴収金に関する事項を記載した書面

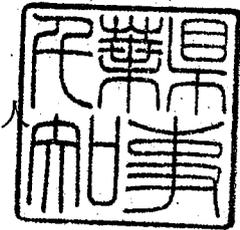
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、木更津市及び袖ヶ浦市の一部を受益地域とする県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業（区画整理）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年8月19日までに袖ヶ浦市農業委員会に申し出てください。

令和7年8月6日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業（区画整理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面
- 6 特別徴収金に関する事項を記載した書面

県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業

(区画整理)

変更計画概要書

県 名 千 葉 県

地 区 名 浮戸川上流Ⅲ期地区

所 在 地 袖ヶ浦市・木更津市

目 次

1. 県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業(区画整理)計画の概要
2. 当該土地改良施設の予定管理方法等
3. 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
4. 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
5. 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面
6. 特別徴収金に関する事項を記載した書面

1. 県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業（区画整理）計画の概要

目 次

1. 目 的	-----	1
2. 地区の所在及び現況	-----	1
3. 基 本 計 画	-----	3
4. 工 事 の 要 領	-----	5
5. 換 地 計 画 の 要 領	-----	6
6. 費 用 の 概 算	-----	8
7. 効 用	-----	8
8. 他 の 事 業 と の 関 連	-----	8
9. 計 画 概 要 図	-----	8

1. 目的

本事業は、県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業である。本事業により区画整理工事及び暗渠排水工事を行い、大区画乾田化による汎用化耕地を造成することにより、高性能大型機械の導入と合理的な管理を可能とし、農作業の省力化及び農用地の集団化、協業化による経営規模の拡大を目指すと共に農家所得の向上を図る。

また、新政策（新しい食料・農業・農村対策）に対処し、食料の安定的供給及び農業生産活動を通じた国土保全、農村都市との補完を可能にし、農業経営の安定合理化に資することを目的とする。

2. 地区の所在及び現況

(1) 所在地及び範囲

ア. 所在地

千葉県袖ヶ浦市及び木更津市

イ. 範囲

方 位	表 示
東 限	袖ヶ浦市勝地先と岩井地先の字境まで（岩井地先一部を含む）
西 限	袖ヶ浦市大曾根地先と三作地先の字境まで （大曾根地先一部を除く）
南 限	袖ヶ浦市と木更津市の市町村界まで（上望陀地先一部を含む）
北 限	袖ヶ浦市道3029号線手前まで

(2) 現況

ア. 地形

本地区は、袖ヶ浦市南部と木更津市北端に位置し、沖積平野に展開する標高TP10m～13m、勾配1/1,000程度の平坦な水田地帯である。地区中央には、基幹排水路である浮戸川が位置する。土壌は強グライ土壌を主体とする湿田土壌で、基層は壤質土である。

イ. 気象

本地区の年間平均降水量は1,500mm程度で、10年確率日雨量は153.3mm、年平均気温は15度である。

ウ. 水利状況

本計画地区の用水源は、県営かんがい排水事業浮戸川地区により浮戸川に設置された3つの取水堰及び揚水機場と、団体営事業等により地区の北側に設置された地下水機場が主となっており、用水系統は浮戸川の両岸に大きく2つの系統に分かれている。浮戸川右岸ブロックは、浮戸川からの送水される河川水に、県道沿いに設置された地下水機場からの地下水が加わりかんがいされている。その他の水源として、小規模なため池（勝堰）と松川に設置された寺堰からの河川水があり、一部をかんがいしている。浮戸川左岸ブロックは、浮戸川からの送水される河川水によりかんがいされている。その他水源として、谷中西地区の地下水機場からの地下水と小櫃川に設置された上望陀堰からの河川水があり、一部をかんがいしている。かんがいは開水路で、ほとんどが土水路であり水管理に苦勞しているのが現状であり、地区内には用水源の有効利用のため、排水路からの揚水機が設置されている。

エ. 営農状況

本地区は従前10a区画で整備されているが、区画が狭く集約されていないため、大型機械の導入ができず、営農効率の悪い状況となっている。本地区は、稲作主体の単作地帯である。本事業により農地の大区画化・集約化・乾田化・大型機械導入・汎用耕地化等を図り、裏作等を取り入れることによって農業所得の向上を図り、農業経営の合理化を目指すものである。

(3) 施行に係る地域の面積

(単位：ha)

	農用地	道水路等 施設用地	非農用地			計
			令第1条の9 の()書き の土地	農用地利 用計画地	その他の 非農用地	
変更前	54.0 (54.0)	4.1 (4.1)	—	—	—	58.1 (58.1)
変更後	53.2 (53.2)	4.8 (4.8)	—	—	—	58.0 (58.0)

() は 登記簿面積

3. 基本計画

(1) 全体計画の概要

本地区に区画整理・用排水施設の整備・暗渠排水を施し、低コスト稲作経営と野菜等の効率的栽培が可能となる。

ア. 整地計画

現況は10a(54.5m×18.2m)区画となっているため、現況区画を生かした経済的な大区画(30a区画=110m×30m)を標準区画とし整備を行う。

イ. 道路計画

本地区内には、標準区画に合わせた耕作道路を効率よく配置すると共に中央を東西に支線道路を配置し、幹線市道及び広域農道へと接続し、市場への作物の流通経路を確保する。

ウ. 用水計画

主な用水源である県営かんがい排水事業浮戸川地区により設置された3つの取水堰からの用水を利用すると共に、地区外の地下水機場と本事業による新設地下水機場を設置し、用水不足の解消と効率化を図る。

計画の用水ブロックは、大きく浮戸川を挟んだ左岸と右岸の2ブロックとし、既存利用の揚水機場3ヶ所と地下水機場3ヶ所に、新たに加圧機場1ヶ所と地下水機場1ヶ所を設置し、機場からの配水は全てパイプラインとし、水管理の合理化を図る。

エ. 排水計画

排水計画は、10年に1回程度発生する降雨の4時間雨量・4時間排水流出量で排水路を計画し、基幹排水路である2級指定河川浮戸川に排水する。また、地区外背後流域となる「のぞみ野団地」からの排水は、区画整理に合わせて幹線排水路として整備を行う。

なお、幹線排水路は、その重要度から護岸は1/10確率護岸として計画する。

オ. 暗渠排水計画

湿田状況を解消し耕地の汎用化に資するため、全ての水田に暗渠排水を施すものとする。

カ. 環境との調和への配慮

本地区は、袖ヶ浦市及び木更津市の農村環境計画における環境配慮区域に該当する。環境との調和への配慮として、小排水路を自然環境配慮型の水路とする。自然環境配慮型の工法として、護岸はコンクリート造となるものの、「魚巢ブロック水路」を選定し、魚類の産卵場所や水生植物の生息の場となることや、現況と同様の生息環境を作り出すのに優れている水路に設置することにより、魚類、小動物に対し自然にやさしい配慮を行っている。

キ. 面積 (58.1)
事業面積 58.0 ha

ク. 土地利用計画

計画 現況	水田	畑	輪換 耕地	小計	道路	水路	土地改良 施設 ^{*3}	非農用地	計	割合 (%)
水田	(-) -	(-) 0.3	(52.5) 52.2	(52.5) 52.5	(-) -	(-) -	(0.0) ^{*3} 0.0	(0.5) 0.4	(53.0) 52.9	(91.2) 91.2
畑	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
輪換 耕地	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
小計	(-) -	(-) 0.3	(52.5) 52.2	(52.5) 52.5	(-) -	(-) -	(-) -	(0.5) 0.4	(53.0) 52.9	(91.2) 91.2
道路	(-) -	(0.3) 0.4	(0.3) -	(0.6) 0.4	(2.3) 2.5	(-) -	(-) -	(-) -	(2.9) 2.9	(5.0) 5.0
水路	(-) -	(0.7) 0.3	(0.2) -	(0.9) 0.3	(-) -	(1.3) 1.9	(-) -	(-) -	(2.2) 2.2	(3.8) 3.8
山林 原野等	(-) -	(0.0) ^{*1} 0.0	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(0.0) ^{*2} 0.0	(0.0) 0.0	(0.0) 0.0
非農用地	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(0.0) -
計	(-) -	(1.0) 1.0	(53.0) 52.2	(54.0) 53.2	(2.3) 2.5	(1.3) 1.9	(-) 0.0	(0.5) 0.4	(58.1) 58.0	(100.0) 100.0
割合 (%)	(-) -	(1.7) 1.7	(91.2) 90.0	(92.9) 91.7	(4.0) 4.3	(2.2) 3.3	(0.0) -	(0.9) 0.7	100.0	

(154.65)

(132.23)

(295.00)

*1 - 雑種地 154.65m² *2 - 宅地 132.23m² *3 - 機場用地 454.00m²

(2) 工区を設定する旨及びその理由

本地区は、一体的流動化を図るため、工事区及び換地区とも1工区とする。

4. 工事の要領

(1) 非農用地区域以外の区域（農用地区域）に係る工事の概要

主要工事計画

工種	工事概要		
整地工	(54.0) A= 53.2 ha	(53.0) 水田 52.2 ha、畑 1.0 ha	(1.0) (購入土 V= 10,000 m ³) ha(地区外発生土 10,000 m ³))
道路工	支線道路 6.0/5.0 (敷砂利) (購入土 V=4,700 m ³)		(L= 1,166 m) L= 1,159 m
	耕作道路 5.0/4.0 (敷砂利)		(L= 2,470 m) L= 2,445 m
	計		(L= 3,636 m) L= 3,604 m
排水路工	幹線排水路	B型柵渠水路 1,500×2,000	(L= 659 m) L= 669 m
		B型柵渠水路 1,200×1,500	(L= 768 m) L= 757 m
	環境型水路	柵渠 600×800	(L= 539 m) L= 545 m
	小排水路	U字溝 U-450	(L= 1,585 m) L= 1,771 m
	計		(L= 3,551 m) L= 3,742 m
用水路工	(VU φ 75～ φ 200)		(L= 5,066 m)
	支線用水路	VU φ 75～ φ 150	L= 5,325 m
	(2箇所)	(渦巻ポンプ φ 150 ×1台)	
	揚水機場	2箇所	渦巻ポンプ φ 125 ×1台
			(水中ポンプ φ 100 ×1台)
			水中ポンプ φ 100 ×1台
暗渠排水工	(53.0) A= 53.2 ha	吸水渠 φ 50mm (コルゲート樹脂管)	

(2) 非農用地の位置及び規模並びに工事の概要

種類	位置	面積 (㎡)	工事の概要
市道用地	袖ヶ浦市 大曾根・勝地先	(4,322) 3,994	—
宅地	袖ヶ浦市 谷中先	(132) 132	—
計	— — —	(4,454) 4,126	

(3) 工事の着手及び完了の予定時期

(平成25年度)

着手：平成25年度

(平成30年度)

完了予定：令和9年度

5. 換地計画の要領

(1) 換地計画樹立の必要性 (58.1)

本地区は事業面積58.0ha、農家戸数147戸で、現況10a区画となっている。このため新たにほ場整備を実施し、区画及び道水路を整備して農用地の集団化を図るため、換地計画を樹立する必要がある。

(2) 換地計画樹立の基本方針

ア. 従前地の地積の基準

換地区	地積の基準
浮戸川 上流 Ⅲ期地区	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から1か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。

イ. 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔の 取り扱い
浮戸川 上流 Ⅲ期地区	集落別集団化	各集落ごとにその耕作地の集団化を図るものとし、位置は従前の各集落の耕作地の集まっていたところを中心とし、従前に比べ土地に著しい良否が生じないように定める。	おおむね 2	移動畦畔
	地目別集団化	事前に水田・畑の希望面積をとりまとめ、まとまった位置に換地する。		
	農用地利用集積促進区域別集団化	地区内に育成すべき経営体への農用地の利用集積を積極的に図る区域を設定する場合、当該区域内に換地が定められることを希望するものについては、できるだけ当該区域内に換地が定められるようにする。		

ウ. 非農用地の換地方針

単位：㎡

区分 換地区	種類	非農用地区域の 位置の概略	面積	換地の手法	換地の 取得予定者
浮戸川 上流 Ⅲ期地区	市道用地	袖ヶ浦市 大曾根・勝地先	(4,322) 3,994	不換地・特別減歩見合いの創設換地	袖ヶ浦市
	宅地	袖ヶ浦市 谷中先	(132) 132	特定用途用地	熊野神社
	計	—	(4,454) 4,126	—	—

エ. 清算の方法

比例地積清算方式とする。

(3) 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

単位：ha

区分 用途	機能交換用地				一般国・公有地	合 計
	国有地	県有地	市有地	計		
道 路	—	—	2.9	2.9	—	2.9
水 路	—	—	2.2	2.2	—	2.2
合 計	—	—	5.1	5.1	—	5.1

(4) 換地処分の特則

浮戸川上流Ⅲ期地区については、地区の全部について区画整理工事が完了し、確定測量が行われた時は、土地改良法第89条の2第10項で準用する法第54条第2項本文の規定にかかわらず換地処分を行うものとする。

6. 費用の概算

	(779,000,000)	
概算事業費	762,215,000	円
	(760,000,000)	円
内 訳	事業費	744,000,000 円
	(工事雑費含む)	
	(19,000,000)	円
	事務費	18,215,000 円

ただし、上記事業費は、物価の変動による増減、又は、国の地区採択事業費の増減（施行地域の変更及び土地改良法施行規則第38条の2に規定する事項に係る事業費の増減の場合を除く。）により修正する場合もある。

7. 効 用

(1.20)

総費用総便益比 = 1.47

単位：千円

食料の安定供給の 確保に関する効果	農業の持続的発展 に関する効果	農村の振興に 関する効果	多面的機能の発展に 関する効果	そ の 他 効 果	計
(70,289)	—	(822)	—	—	(71,111)
97,520	—	942	—	4,994	103,457

※その他効果は、国産農産物安定供給効果

8. 他の事業との関連

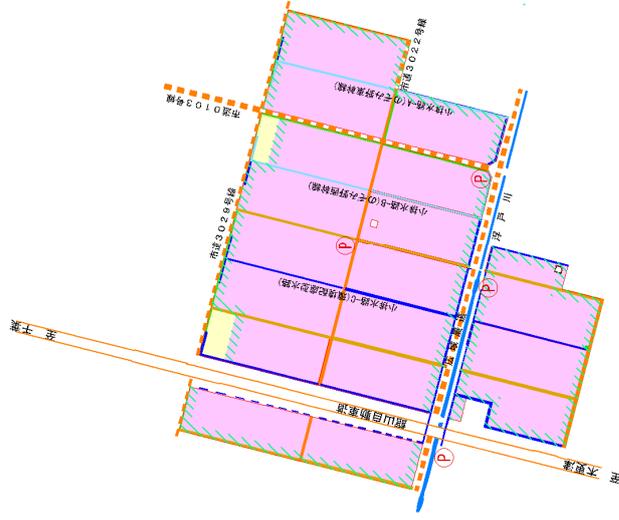
該当なし

9. 計画概要図

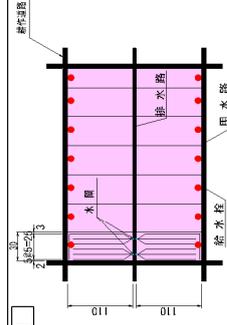
次頁参照

計画一般平面図

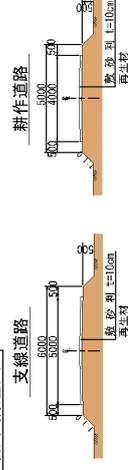
【変更前】



標準区画割図



標準構造図

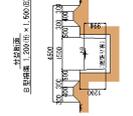
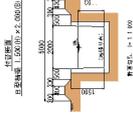


用水路



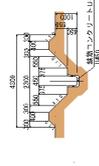
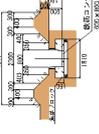
小排水路-A(のぞみ野東幹線)

小排水路-B(のぞみ野西幹線)

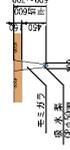


小排水路-C(環状配流型水路)

小排水路-D(U字溝)



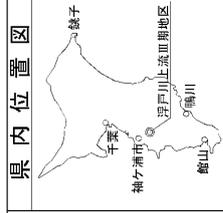
暗渠排水



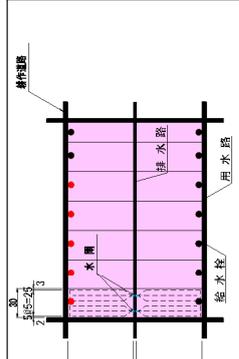
凡	例	事項
記号		事業計画区域
		計画受益
		畑
		非農用地
		揚水機場
		支線道路
		耕作道路
		既設道路
		排水路
		暗渠排水

計画一般平面図

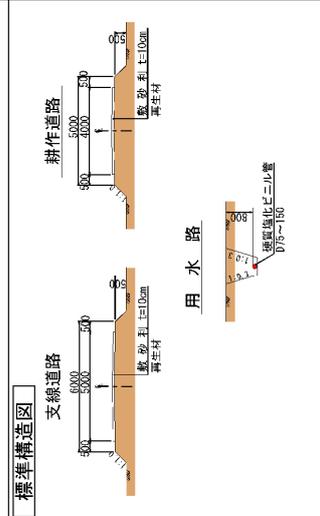
【変更後】



標準区画割図



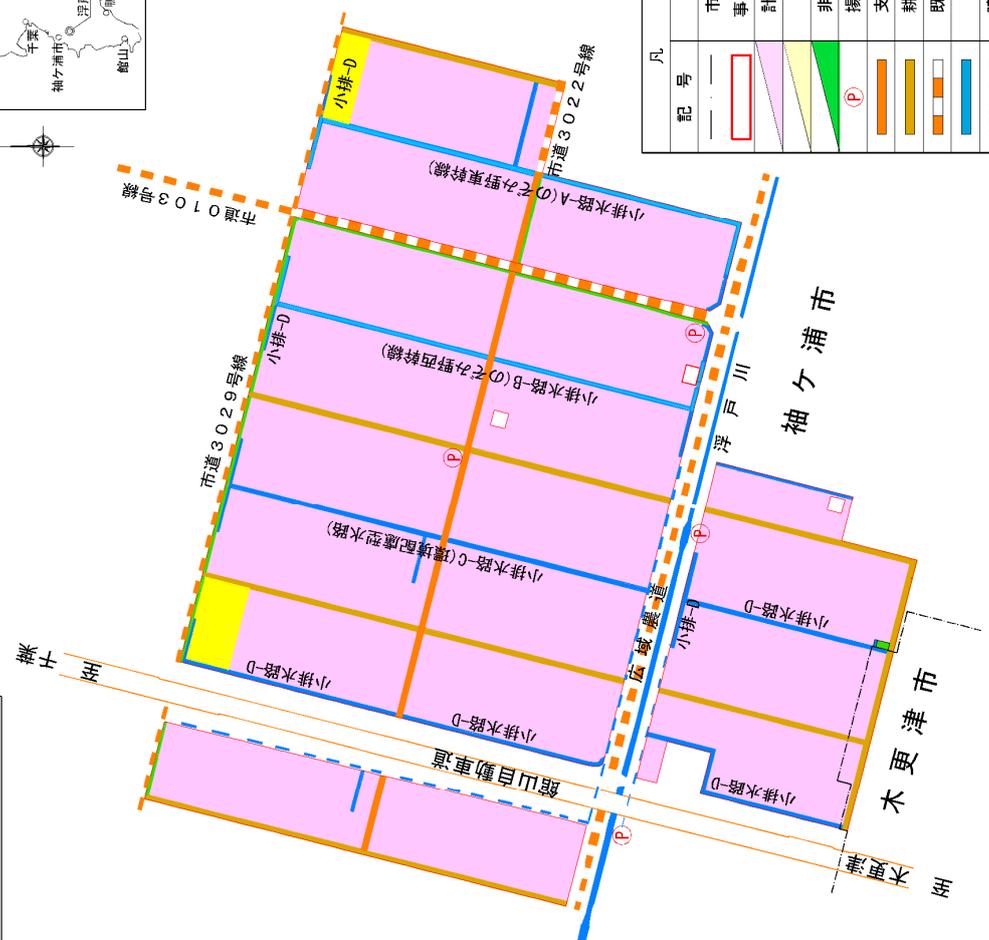
標準構造図



小排水路-A (ぞみ野東幹線) 小排水路-B (ぞみ野西幹線)

小排水路-C (環境配慮型水路) 小排水路-D (U字溝)

暗渠排水



凡	事例
記号	市町村界
	事業計画区域
	計画受益
	畑
	非農用地
	揚水機場
	支線道路
	耕作道路
	既設道路
	排水路
	暗渠排水
	地区基準(田・畑)

変更後の県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業計画の概要

1 変更理由及び内容

確定測量の結果、受益面積が0.8haの減となるほか、出来高精査の結果、用水路、排水路、道路が変更となり、それに伴う事業費が変更となる。

2 事業量等変更内訳

(1) 受益面積の変更

確定測量の結果、0.8haの減とする。

	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	備 考
変更前	53.0	1.0	54.0	
変更後	52.2	1.0	53.2	
増 減	△0.8	0	△0.8	△1.5%

*備考欄には増減率を記入すること。

(2) 主要工事計画の変更

ア 整地工

確定測量の結果、0.8haの減とする。

	整地工 (ha)	備 考
変更前	54.0	
変更後	53.2	
増 減	△0.8	△1.5%

*備考欄には増減率を記入すること。

イ 用水路工

用水路延長精査の結果、0.2kmの増とする。

	用水路工 (km)	揚水機場(箇所)	備 考
変更前	5.1	2	
変更後	5.3	2	
増 減	0.2	0	3.9%

*備考欄には延長に対する増減率を記入すること。

ウ 排水路工

排水路延長精査の結果、0.1kmの増とする。

	排水路工 (km)	備 考
変更前	3.6	
変更後	3.7	
増 減	0.1	2.8%

*備考欄には延長に対する増減率を記入すること。

エ 道路工

増減なし。

	道路工 (km)	備 考
変更前	3.6	
変更後	3.6	
増 減	0	0%

オ 暗渠排水工

造成した畑の水はけが悪く、営農に支障が生じているため畑の暗渠排水を追加した結果、0.2haの増とする。

	暗渠排水工 (ha)		備 考
変 更 前	53.0		
変 更 後	53.2		
増 減	0.2		0.4%

*備考欄には増減率を記入すること。

3 事業費変更内訳

前記の理由により、16,000千円 の減となる。

	工 事 費 (千円)		増 減	備 考
	変 更 前	変 更 後		
整 地 工	99,000	160,100	61,100	
用 水 路 工	210,000	108,700	△101,300	
排 水 路 工	137,000	191,800	54,800	
道 路 工	45,000	18,100	△26,900	
暗渠排水工	94,000	119,800	25,800	
小 計	585,000	598,500	13,500	
測量試験費等	175,000	145,500	△29,500	
計	760,000	744,000	△16,000	△2.1%

*備考欄には増減率を記入すること。

$$\begin{aligned}
 \text{変動率} &= \frac{\text{変更後事業費} - (\text{変更前確定事業費} + \text{自然増} - \text{コスト縮減額})}{\text{変更前確定事業費}} \times 100 \\
 &= \frac{744,000 - (760,000 + 111,600 - 24,100)}{760,000} \times 100 \\
 &= \triangle 13.6 \%
 \end{aligned}$$

2. 当該土地改良施設の予定管理方法等

1. 土地改良施設の予定管理者

①住所 千葉県袖ヶ浦市神納1丁目3番1号 管理者名 浮戸川沿岸土地改良区

②住所 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1丁目1番地 管理者名 袖ヶ浦市

③住所 千葉県木更津市富士見1丁目2番1号 管理者名 木更津市

2. 管理すべき施設の種類

管理者	名称	所在	種類	構造	数量
① 浮戸川沿岸 土地改良区	用水路	袖ヶ浦市勝他	用水路	(φ75~200mm) パイプラインφ75~150mm	(5.1 km) 5.3 km
	地下水機場	袖ヶ浦市大曾根	揚水機場	(φ100×11.0kw) ポンプφ100×11.0kw	(1式) 1式
	加圧機場	袖ヶ浦市勝	揚水機場	(φ150×11.0kw) ポンプφ125×11.0kw	(1式) 1式
② 袖ヶ浦市	道 路	袖ヶ浦市勝他	道 路	砂利舗装	(3.4 km) 3.4 km
	排 水 路	袖ヶ浦市勝他	排水路	柵渠、U字溝	(3.5 km) 3.7 km
③ 木更津市	道 路	木更津市上望陀	道 路	砂利舗装	(0.2 km) 0.2 km
	排 水 路	木更津市上望陀	排水路	柵渠、U字溝	(0.02 km) 0.02 km

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

ア. かんがい期間 水田 4月 1日～ 8月31日

(0.093)

イ. 計画用水量 $Q = 0.091 \text{ m}^3/\text{s}$

ウ. かんがい方式

パイプライン方式により各々の耕区に配水する。なお、用水管理については浮戸川沿岸土地改良区水管理規定規程による。

エ. 用水施設別揚水量

	(0.047)	
県営5～7号機場	Q= 0.047	m ³ /s
	(0.029)	
加圧機場	Q= 0.029	m ³ /s
	(0.017)	
地下水機場	Q= 0.015	m ³ /s

オ. 計画基準雨量 $R_{10} = 153.3$ mm/日 (1/10確率日雨量)

カ. 計画排水量 4時間雨量4時間排除 $q = 2.181$ m³/s/km²

4. 管理に要する費用の概算及びその負担方法

(約 4,754,000 円)

ア. 維持管理費 年間 約 4,914,000 円

イ. 負担方法

浮戸川沿岸土地改良区が管理する施設については、浮戸川沿岸土地改良区の定款の定めるところに従い、地区内の土地につき地積割に賦課金として徴収する。

袖ヶ浦市及び木更津市が管理する施設については市が負担する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

浮戸川沿岸土地改良区が管理する、浮戸川沿岸土地改良区の定款・規約・維持管理計画書及び規程の定めるところに従い管理する。

袖ヶ浦市及び木更津市が管理する施設については条例等に基づき管理する。

3. 当該土地改良事業の施行に係る
地域を記載した書面

当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

① 区画整理区域

市町村名	大字	字	地 域					
袖ヶ浦市	大曾根	中溝向	23	25-1	25-2	26	27	28-1
			28-2	29	30	31	32	33
			34	35	36	37	38	39
			40	41	42	43-1	43-2	44
			45	46	47	48	49	50
			51	52				
		中溝前	24					
		叭田	53	54	55	56-1	56-2	57
			58	59	60	61	62	63
			64-1	64-2	65	66		
		沖	68-1	69-1	70-1	71	72	73
			74	75	76	77	78	79
			80	81	82-1	82-2	82-3	83-1
			83-2	84	85	86	87	88
			89	90	91	92	93	94-1
			94-2	95	96-1	96-2	97	98
		島合	99	100-1	100-2	101	102	103
			104	105	106	107	108	109
			110	111	112-1	112-2	113-1	114
			118-1	118-2	119	120	121-1	121-2
			122	123	124-1	124-2	125	126
			127					
		境田	152-1	152-2	152-3	153	154	155
			156	157	159	160-1	160-2	161
			162	163	164	165		
		花取島	158					
		外町	166-1	167-1	168-1	169-1	169-2	170-1
			171-1	172-1	173-1	174-1	175-1	176-1
			177-1	178-1	179-1			
内町	196	197	198	199	200	201		
	202	203	204	205	206	207		
	208	209-1	209-2	212	213	214-1		
	214-2	215-1	215-2	216	217	218		
	219	220	221	222	223	224		
	225							
北仲沖	226	227	228	229	230	231		
	232	233	234	235	236	237		
	238	239	242-1	242-2	243	244		
	245	246-1	246-2	247	248-1	248-2		
	249	250-2	251	252	253	254		
	255							
南仲沖	250-1							
大坪	256-1	256-2	257-1	257-2	258	259		

当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

① 区画整理区域

市町村名	大字	字	地 域								
袖ヶ浦市	大曾根	大坪	260	261	262	263-1	263-2	264			
			265	266	267	268	269	270-1			
			270-2	271	272	273	274	275-1			
			275-2	276	277	278	279	280			
			281	282-1	282-2	283-1	283-2	284-1			
			284-2	285							
			笹田	286	287	288	289	290	291		
				292	293	294	295	296	297		
				298-1	298-2	299	300	301	302		
				303	304	305-1	305-2	306	307		
		308		309	310	311	312	313-1			
		313-2		314	315-1	315-2	315-3				
		五反目		331-1	331-2	332-1	332-2	333-1	333-2		
			334-1	335-1	336-1	337-1	337-2	338-1			
			339-1	340-1	341-1	342-1	343-1	344-1			
			345-1								
		貝塚	346	347	348	349-1	349-2	350-1			
			350-2	351	352-1	352-2	352-3	352-4			
			353	354	355	356	357	358			
			359	360							
		袖ヶ浦市	勝	柳町	154-1	154-2	154-3	155-1	155-2	155-3	
					156-1	156-2	156-3	157-1	157-2	157-3	
					158-1	158-2	158-3	159-1	159-2	159-3	
					160-1	160-2	160-3	161-1	161-2	161-3	
					162-1	162-2	162-3	163-1	163-2	163-3	
					164-1	164-2	164-3	165-1	165-2	165-3	
					166-1	166-2	166-3	166-4	166-5	166-6	
					167-1	167-2	167-3	168-1	168-2	168-3	
					169	170	171	172	174	175	
					176	177	178	179-1	179-2	180	
					181	182	183				
					若宮崎	173					
					水寄	184	185	186	187	188	189
						190	191	192	193	194	195
						196	197	198	199-1	200-1	201-1
						202-1	203-1	204-1	207-1	208-1	209-1
						210-1	211-1	212-1	213-1	214-1	221-1
						222-1					
						仲田	223-1	224-1	225-1	226-1	228-1
				230-1	231-1		232-1	233-1	234-1	235-1	
				236-1	237-1		238-1	239	240	241	
				242	243		244	245	246	247	
				248	249		250	251-1	251-2	251-3	
				252	253		254	255	256		

当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

① 区画整理区域

市町村名	大字	字	地 域							
袖ヶ浦市	勝	椀目	257	258	259	260	261	262		
			263	264	265	266	267	268		
			269	270	271	277	278	279		
			280	281	282	283				
		井戸田	295	296	297	298	299-1	299-2		
			299-3	299-4	300	301	302	303		
			304-1	304-2	305-1	305-2	306	307		
			308-1	308-2	311-1	311-2	312-1	313-1		
			314-1	315-1	316-1	317-1	318-1	319-1		
			320-1	321-1	322-1	324-1				
			323-1							
		丸ノ内	丸菅	325-1	326-1	327-1	328-1	329-1	330-1	
				331-1	331-2	332-1	333-1	334-1	335-1	
				336-1	337-1	338-1	341	342	343	
				344-1	344-2	344-3	345-1	345-2	346	
				347	348	349	350	351	352	
				353	354-1	354-2	354-3			
				355	356	357	358	359	360	
		洗前	361	362	363	364	365	366		
			367	368	371-1	371-2	372-1	372-2		
			373-1	373-2	373-3	373-4	374-1	374-2		
			375-1	375-2	376-1	376-2	377-1	377-2		
			378-1	378-2	378-3	378-4	379-1	379-2		
			380-1	380-2	381-1	381-2	382-1	382-2		
			383-1	383-3	383-4	384-1	384-2	384-3		
			384-4	384-5	385	386	387	388		
			389-1	389-2	390	391	392	393		
			394	395	396	397	398			
			堀向	442-1	442-3	443-1	443-2	443-4	443-5	
				444-1	444-2	444-3	444-4	445-1	445-2	
		446-1		446-2	447-1	447-2	448-1	448-2		
		449-1		449-2	449-3	450-1	450-2	451-1		
		451-2		452-1	453	454	455	456		
		457		458-1	458-2	458-3	459	460		
		461		462	463	464	465	466-1		
		466-2		466-3	467	468	677			
		袖ヶ浦市	谷中	熊野	536	573	574	575	576	577
					578	579	580	581	582	776
			岩井	西伝地下	1525	1526	1527	1528	1529	1530
					1531					
					1532-1	1532-2	1555	1564		
		京田								
		木更津市	上望陀	裏内ノ町	88	108	109			

4. 当該土地改良事業の事業費の負担 区分の予定を記載した書面

(1) 事業費の負担区分の予定

(単位：千円)

補助申請予定 事業名	区分	国庫補助金	県費負担金	地籍別 (面積比)		計	
				市町村負担金	賦課金		
農地整備事業 (経営体育成型)	工事費	50%	30%	袖ヶ浦市 ((52.7/53.0))	15.0% (110,520)	5.0% (36,840)	(741,000)
		(370,500)	(222,302)	((52.6/52.9))	109,758	36,586	
		367,950	220,772	木更津市 ((0.3/53.0))	10.0% (419)	10.0% (419)	
				((0.3/52.9))	417	417	
	工事雑費	0%	80%	袖ヶ浦市 ((52.7/53.0))	15.0% (2,833)	5.0% (944)	(19,000)
		(-)	(15,203)	((52.6/52.9))	1,208	402	
		-	6,482	木更津市 ((0.3/53.0))	10.0% (10)	10.0% (10)	
				((0.3/52.9))	4	4	
	事務費	0%	80%	袖ヶ浦市 ((52.7/53.0))	15.0% (2,833)	5.0% (944)	(19,000)
		(-)	(15,203)	((52.6/52.9))	2,716	905	
-		14,574	木更津市 ((0.3/53.0))	10.0% (10)	10.0% (10)		
			((0.3/52.9))	10	10		
計		(370,500)	(252,708)		(116,625)	(39,167)	(779,000)
		367,950	241,828		114,113	38,324	762,215

※袖ヶ浦市、木更津市 面積割合

	(53.0 ha)		(52.7 ha)
全体受益面積：	52.9 ha	袖ヶ浦市	52.6 ha
(現況)			(0.3 ha)
		木更津市	0.3 ha

5. 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面

1. 受益者分担金

(1) 分担金の納入方法の予定

土地改良法第91条第4項の規定に基づき、「県営土地改良事業分担金等徴収条例」の定めるところに従い、浮戸川沿岸改良区が組合員に代えて分担金を負担する。

浮戸川沿岸土地改良区は、定款の定めるところに従い、分担金に相当する金銭をこの土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき同法第3条資格者から賦課金として賦課徴収する。

(2) 分担金の負担基準の予定

地積割に賦課する。

2. 市町村負担金

土地改良法第91条第6項の規定に基づき、「県営土地改良事業分担金等徴収条例」の定めるところに従い、袖ヶ浦市、木更津市が分担金の一部を負担する。

6. 特別徴収金に関する事項を記載した書面

県営浮戸川上流Ⅲ期地区土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において、予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をし、

または、自ら目的外用途に供した（当該土地を目的外用途に供するため、所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）ことに伴い、千葉県条例に定めるところにより、特別徴収金を浮戸川沿岸土地改良区が県に納付しなければならないことになった場合には、これにあてるため、その徴収の原因となった行為をした者から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。